

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第12号

答申番号：令和3年度答申第7号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

次の事情があるにもかかわらず、請求人と請求人の父母（以下「父母」という。）を同一世帯と認定し、請求人の保護の申請（以下「本件申請」という。）を却下した原処分（生活保護申請却下処分）は違法又は不当である。

(1) 離婚した夫の暴力から逃れるため父母の居宅（以下「本件居宅」という。）

に居住していたのは、精神疾患により単身生活が困難なためであったこと。

(2) 処分庁の所管する区域内の病院（以下「本件病院」という。）で精神疾患の治療を受けてきたが、その治療代は請求人の預貯金から支出していたこと。

(3) 父母には保護受給の意思はなく、今後の父母の生活を考慮すると請求人の面倒を見る経済的余裕はないこと。

(4) 本件病院から退院できる見込みがないこと。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人は、平成21年から父母と本件居宅で同居していたのであり、本件居宅には請求人の生活用品が保管されていることなどの事情を踏まえると、本件申請時に請求人が本件病院に入院していたとしても、請求人と父母は同一世帯と認定される。よって、請求人の世帯に父母の預貯金があることを理由に本件申請を却下した原処分は、適法かつ正当なものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、請求人と父母を同一世帯と認定するべきはないと主張するが、請求人が平成21年3月から本件居宅に居住していたこと、本件居宅には請求人の生活用品が保管されていたこと、入院中に必要な物は本件居宅から届けられていたことなどの事情を勘案すると、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和3年7月7日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月13日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされているが(法第10条)、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができることとされている(同条ただし書)。

また、保護の開始の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、世帯の認定について、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされている。居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすることとされ、このように判断すべき場合としては、病気治療のための病院等の入院又は入所(介護老人保健施設への入所に限る。)などの事例が示されている。

そこで本件についてみると、請求人は、本件申請時において本件病院に入院していたとしても、本件病院に入院する以前は本件居宅で父母と同居していたのであるから、請求人と父母とは同一世帯と認められる。

この点、請求人は、前記第2の1の(1)から(4)まで掲げる事情があることを考慮して単身世帯と認定するべきであると主張するが、これらの事情は、いずれも請求人と父母を別世帯と認定せざるを得ないような特別の事情と判断することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子